

宇部市第4回子ども子育て審議会議事録

- 日時：平成27年3月19日（木）16時～
- 会場：勤労青少年会館 2階 集会堂

【議事】

(1) (仮称) 子育てプラン・うべ (子ども・子育て支援事業計画) について

会長

それではさっそく議事に入ります。議事は次第にそって進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

まず(1)の(仮称)子育てプラン・うべ、宇部市子ども・子育て支援事業計画ですが、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは議事の(1)につきましてご説明させていただきます。

本計画につきましては、これまで開催いたしました第1回、第2回の審議会において骨子案という形でお示しをしまして、ご審議をいただいたものを昨年10月に計画案として肉付けをしましてパブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントで市民からいただいた意見につきましては、第3回の審議会においてご報告をいたしましたが、学童保育を学校内で実施してほしいといったものや、医療費助成の充実や保育料の軽減を求めるもの等がございました。ご意見につきましては、本計画に反映できるものは反映させていただくとともに、今後の施策の実施の際の参考とさせていただきます。

資料の計画案については、ご意見の反映の他、語句の修正、また言葉が足りなかった部分の補足等の調整をした上で、全体を整理しまして、このたび案という形でお示しをさせていただきます。

では計画案の目次を見ていただけたらと思います。全体の組み立てにつきましては、これまでと変えておりません。第1章で本計画の位置づけについて、また第2章、第3章で本市の現状を記した後、第4章においては幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について利用ニーズ量の見込みを把握した上で、これに対応する提供体制の確保方策について、平成27年度から31年度の5か年間の事業計画を数値でお示ししております。

また第5章におきましては、現在の子育てプラン・うべを引き継ぐ形で、市として取り組む行動計画について具体的に掲載をしております。

この行動計画につきましては、パブリックコメントの時には、まだ記載をしておりませんでした。この度の案で具体的な事業についてお示しをしているところです。

第6章につきましては、本計画の点検評価について記し、本計画を推進していくこととしております。

それでは内容につきましてパブリックコメントの際にお示ししている計画案と大きく変更している部分について説明をさせていただきます。

第1章、第2章につきましては、大きく変更はしておりません。

計画案の第3章、子育てプラン・うべの実施状況の項目ですけれども、ここでは3-1、目標達成状況の現状の欄、また3-2の事業実施状況の事業数の欄が、それぞれ、これまで平成25年度の実績を計上していたものを、平成26年度の実績見込み数に修正をしております。

続きまして第4章、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実の項目において、量の見込みと提供体制の確保について、再度計画数値を精査して修正をしております。具体的には21、22ページにお示ししております教育・保育の量の見込みと提供体制の確保におきまして、平成26年7月また10月に幼稚園、保育園及び認可外保育施設に対して行いました新制度への移行調査の結果を反映いたしまして、27年度から31年度までの確保量の数値を修正しております。

25 ページの一時預かり事業は、幼稚園預かり事業の量の見込みについて、年間の実人数で計上していたところを保育園での預かり事業に合わせ、年間延べ人数を、先程申した移行調査から集計して計上しているところです。

26 ページ以降にお示ししている、地域学童保育事業におきましては、以前お示しした際には、各校区の過去の人口推移から推測される見込み量から算出しておいたために、校区によっては利用者が5年間で倍増する見込みの校区がありました。これに対しては、各校区の今後の児童数の推移の見込み等も考慮に入れながら、数字のほうを算定し直しております。

また学童保育については近年、利用ニーズが増加していることから、低学年におきましては利用率を過去の平均ではなく、直近の状況から算定し直しました。また高学年の利用見込み数につきましては、昨年、10月に実施いたしました平成27年度に高学年となる小学校3年生から5年生の全児童を対象としましたアンケート結果から算出し、数字の修正をしているところです。

33 ページからの第5章、行動計画になりますけれども、これは先程申しましたように、このたび事業を細かく載せていますけれども、これまでの子育てプラン・うべ宇部市次世代育成支援行動計画を引き継ぐ形で、これまでの6つのテーマをそのままテーマごとに本計画の目標である次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに向けた事業をあげております。

これまでの事業計画を全庁的に見直しまして、現在継続中の事業や、今後新たに取り組む事業について、個別の事業名、事業の概要及び担当課を施策の体系ごとに記載しております。

平成27年度の実施に伴う予算につきましては、現在、3月市議会においてご審議いただいているところであります。また予算の裏付けはありませんが、今後取り組む事業として、たとえば40ページになりますが、学童保育クラブ指導員研修の実施といたしまして、学童保育指導員のスキルアップによる保育の充実や、41ページに記載しておりますが、子どもへの医療の助成としまして、自己負担制度の見直しや、対象者の拡大による助成制度の充実を目指すものを盛り込んでいるところです。

その他といたしましては、43ページにあります子育て世代包括支援センターの設置や、妊娠・出産を健やかに過ごすための相談支援、発達障害児等支援者サポート事業など、今後取り組む事業も載せております。

また、本日修正追加資料という形で資料を配布しておりますが、2ページ目に載せております家庭や地域の教育力の向上といたしまして、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業や、障害施策の充実といたしまして、発達障害児等相談センターの設置運営といった事業も盛り込む予定にしております。

本計画につきましては、今後、本日の審議内容も含めまして調整させていただき、最終的に3月末に本計画を策定する予定としております。以上簡単ではございますが、計画案につきまして説明をさせていただきました。内容についてのご審議をお願いいたします。引き続き本日お配りしております追加資料の1枚目について担当課から説明をさせていただきます。

事務局

健康推進課です。

今日お配りいたしました修正追加資料の1、2の計画の位置づけの紙をご覧ください。この表にありますように、健康推進課では平成8年度に宇部市母子保健計画というものを子育てプラン・うべと一緒に作っております。

その後、その理念を継承する形で、子育てプラン・うべと母子保健計画が一体となったもので、子育てプラン・うべを平成14年の4月に策定しております。

その後、その子育てプラン・うべの中で母子保健計画というものは対応してきてまいりました。そしてこのたび、子育てプラン・うべがまた新たに策定することになりまして、

母子保健計画の位置づけということで、今日皆様にご説明させていただきたいと思っております。

このたび国のほうから、昨年の6月になりますが、母子保健計画策定にあたって通知が来ております。その中では、母子保健計画は、その他の計画と一体的に策定しても差し支えはないということが書いてございます。但し、その場合には、母子保健計画にかかる部分を取り出して、状況把握、評価等が確実に行われるように工夫することが必要であるというふうになっております。

実際、この計画の行動計画部分、33ページになりますが、そのテーマ3とテーマ5の一部に母子保健計画の内容を盛り込んでおります。母子保健計画は、先程の追加資料の文言でもありますけれども、国では「健やか親子21」というのを示しております。その中に母子保健計画の内容が示されております。その趣旨を踏まえて、この行動計画のテーマ3とテーマ5の一部に母子保健計画を盛り込んでいる内容としました。

加えまして、ではこの母子保健計画を一部取り出してという部分になりますが、今、母子保健はいろいろな課題を抱えております。その中で現状の課題や、そしてどういうふうに行きか、そして評価していくか。そのあたりは、この計画の中では詳細には示すことができませんでしたので、母子保健計画に関する母子保健指針というものを新たにお示しして、策定していきたいと思っております。それが本日の追加資料でございます。今後、健康推進課では健康づくり推進協議会及びその下部組織の保健事業部会の中で委員の皆様や、皆様のご意見を聞きながら、宇部市母子保健指針を平成27年6月を目途に策定してまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

会長

はい、ありがとうございます。以上説明がありました。何かご質問、ご意見、ございましたら、お願いいたします。

委員

宇部市医師会です。#8000番のことが書いてございました。48ページになりますが、その下にとっても大きく、小児救急医療センター、#8000番と書いてありますよね。これについては県の事業ではありますけれども、市のほうでどれだけ、どういう認識を持ってらっしゃるのかというのを、ちょっとお伺いしたい。

この間、皆さん医師会と一緒に、不要不急の受診をやめようというキャンペーンをされたかと思えます。その時に#8000番の活用というようなことも、言及されていましたが、実は私ども、県の会議で、この#8000番の電話がつながりにくいということが、大変問題になっておりました。実際に私どもの患者さんも、かけたけれどもつながらなかったということがすごくあります。

まずこういった点については、県のほうでも私ども言っていますけれども、市のほうでこの#8000番について、実際どれぐらいの方が利用されているのか、それについてどのように、つながらないという苦情はないのかどうかということ、どれだけ把握されているかということをお聞きしたいです。

山口県小児科医会で、2年ぐらい前に健診の中で、1歳半健診か3歳半健診の場で、どのぐらい利用率があるか、#8000番のことを聞いたら、だいたい30%ぐらいの親御さんが利用したことがあるというふうに答えられました。すごい利用率だと思うのですが、深夜時間帯がつながりにくい。

お聞きしますと、委託されている会社が、8回線を6県で使っている。いっぱいになることはないと言うのだけれども、やっぱりどうも利用者のほうからいくと、つながりにくいというような現状があります。

ここに宇部市として行動計画として、#8000番がちゃんと出されているということは、実際これがどういうふうにご利用されているかということ、きちんと市としても把握され

たほうがいいんじゃないかなと思って、この件、問わせていただきます。

あと、35 ページ。子育てと仕事の両立に向けた環境づくりの促進とあります。私、この会議の一番最初に言ったと思うのですけれども、やはり母親、女性だけのことではなくて、男性のほうも働き方を変えて、こういう子育てと仕事の両立ということ、両方の面から進めていかなければいけないと思います。それで市のほう、行政のほうでお父さんになられた方に育休を1日とっていただくとか、または厚労省のように、水曜日は残業ストップであるとか、そういったような取組を今後されるような予定はないのでしょうか。この2点、お聞きしたいと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。#8000 番につきましては、昨年度は夜の11時まででしたが、夜間に看護師や医師がいる県内の診療所が対応されていました。

今年度から#8000 番の対応時間が朝の8時までになって、深夜の対応を山口県が業者に委託をして運営されています。宇部の人が#8000 番を利用したら、電話が繋がらない前に、宇部の実情をご存じないので、岩国のほうの医療機関を紹介されたというような話も耳にしました。

宇部市のほうには、毎月この電話相談の状況が回ってきますので、一応全部確認はしております。11 時まで相談されたものに関しては、適切に処理がされているのではないかと私自身は感じているところです。

救急医療の会議でも言われたように、実際に今、#8000 番はいいよとされているけれども、では、どういうふうに活用されているかという実態を把握しているかということも指摘されました。それで今後は、事業を実施している県のほうにも確認しながら、この#8000 番が適切に使われるように県にもお願いしたいと思います。

でもその前に、できるだけかかりつけの医療機関に早めに受診するというのが原則でありますので、そこはまずおさえないと思います。それと宇部市は休日診療所が11 時まで医師会のご協力で開催しております。#8000 番の利用とあわせて、休日診療所の早めの受診を進めていきたいと考えております。以上です。

事務局

それと今、委員のほうからご意見がありました男性の育児参加ということですのでけれども。まず1点、県のほうは平成26年度、県内5か所、宇部市内でもイクメンセミナーを開催いたしております。それと合わせて、宇部市におきましても他課の事業ではありますけれども、イクメンセミナーを開催し、実施をしているところでございます。

また、宇部市の男性職員の中にも、育児休業を取る職員がおりますけれども、今ちょっと、その総数が手元にないので、はっきりした数字（人数や期間）はお答えできません。けれども、実際に短期間ではあっても、育児休業を取る男性職員も出てきているところです。

それと、今後宇部市の男性職員が家事または育児に取り組めるような時間を持つために、市として何か制度設計があるかということだったと思うのですけれども。来年度に向けて、常態としての残業を極力なくしていくという見直しはもちろんです。定期的に月に1度か2度、ノー残業デーを設定して、その日については強制的な退庁を促すような取り組みをすると聞いております。

これは家事への参加も当然ありますけれども、職員の健康管理という部分からも、常態としての残業という部分は、なくしていくような形の取り組みということで聞いております。

会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にございますか。お願いいたします。

委員

幼稚園連合会でございます。56 ページ、57 ページのところ、障害児についてうたっているのですが。この中の発達障害ということで、幼稚園、保育園もずっと取り組んできているわけです。最近では保健師さんの巡回訪問をけっこうやっていたいただいて、ずいぶん以前よりは幼稚園の教職員からしても相談しやすくなった、良くなってきたかなという感じはあります。しかし、早期発見まではそこでできるけれども、早期治療がなかなか進まないというのが現状です。

何かというと、発達障害に関して、保護者が納得しない。できれば病院にかかって欲しいという話をしても、うちの子は正常ですから行きませんという保護者がすごく多い。

発達障害というのは、できるだけ早い時期に発見して、早い時期に治療することによって、小学校、中学校に行った時には、もうほとんど障害がなくなっているというような例もかなり多い。これは宇部市だけの問題ではないと思うのですが、よその市の教育長とちょっと話をすることがあって、その市でも、なんとかそのへんを強制的にできるようなことができないかなというような話を教育長自身もしているような状況があります。宇部市としては、そのへんの治療につながる取り組みというのを、これから中で入れてもらえたらなというふうにお願ひしたいと思います。

それとちょっと一緒に付け加えておきますけれども、広島県は療育手帳の発行が非常にゆるいんです。宇部市の幼稚園に来て、いや、この子は全然そんな障害感じないよねっていうぐらいの子どもでも、療育手帳を実際持って、こちらに転勤してきたという子もいます。そのへんの判断のシステムも、何か違うのかなと思いますので、もしそういう機会があれば、ちょっといろいろ市のほうで見てもらえたらというふうに思います。以上です。

会長

これに対して、何かありますか。事務局のほう。

事務局

今、発達障害の関係のご提言だと思います。県のほうの認定基準等々については、今、詳細にお答えすることは非常に難しいのですが、宇部市としては。先程、この事業計画の中でも話がありましたように、発達障害の総合相談センターを新たに開設するという形で、障害福祉施策の一環として取り組みを進めていきたいという段階でございます。

委員

宇部市医師会でございます。

私は発達系の専門ではありませんので、私の理解する範囲内で申し上げさせていただきますと、発達障害は、治療ではなくて支援であり療育です。治るという理解は、少なくとも今、小児科的にはしておりません。支援をして、自尊心を失わないように、その子が幼稚園生活、学校生活、日常生活をうまく皆とやっていけるように、そういうのを支援するシステムだと思います。早期発見も、今は早期発見というよりは、親の気づきを支援するという意味合いが非常に強くなっていると思います。

ですから先程おっしゃいましたように、早く診断するのがいいかということ、そうではなくて、親の気づきを支援する。そういう意味合いで今、山口県の5歳児発達相談事業は、あくまでも発達障害の診断が目的ではなくて、親の気づきが目的で、親の気づきを支援するといったような意味合いを考えております。

ですから、おそらく、園のほうでそういったようなイメージを持っていらっしゃると、私たち医療側の取り組みが非常に生ぬるいように感じられるかもしれませんが、発達障害児に対する支援というのは、親と子どもを一緒に支援していかなければいけないので、親に対して強引に受診しなさいというような働きかけ、そして一方的に診断を突きつけるようなやり方というのは、今のやり方ではないですし、山口県小児科医会全体が、気づきを支援するというような取り組みになっておりますので、ちょっとお考えになっているイ

メージと、私たち医療者側の考えているイメージが違うと思います。

これは両者でまた話し合いの必要があるかと思いますが、私たち山口県小児科医会は、5歳児発達相談事業として、この事業に関して、特に発達障害に関して取り組みをしております。もしよろしかったら、この研修会を年に数回、県で行っておりますので、ぜひそれにご参加いただいて、ご意見いただけたらと思っております。以上です。

委員

5歳児では遅くないですか？

委員

3歳半の時点では、きちんとした診断がつかない場合も多くて。それと親御さんの納得ということで、やはり5歳を考えております。ただし3歳半健診でも、もちろん私たちは発達障害のイメージを持ちながら診ておりますけれども。就学への支援ということもあわせて、最終的には5歳の段階で、チェックポイントを設けております。おそらく市の方も、1歳半、3歳6か月、それから5歳の健診と、気になるお子さんを追ってらっしゃると思います。

ただおっしゃるように、発達障害については、親御さんの納得が得られない場合が非常に多いです。多いけれども、それに対してどうアプローチするかというのは、なるべく子ども本人もそうですけれども、親の気付き、親がなんとなくうまくいかないなというのを、きちんと一緒に考えていかないと、一方的に押しつけるやり方だったら、否定が働いて、療育にはつながらないんじゃないかということだったので、ぜひ5歳児発達相談事業の研修会にいらしていただけると助かります。よろしくお願ひします。

会長

ありがとうございました。他にございますか。お願ひいたします。

委員

43ページの妊産婦等の心身と健康に対する支援体制の充実のところですが。妊婦教室の開催以降の5つの支援は、保健センター等で実施されるのか、それとも小児科や産婦人科で巡回訪問していただけるという形なんでしょうか。

事務局

43ページの産後うつ病等の精神的ケア以降のことでしょうか。この下全部ですけれども、保健センターだけでやるわけではありません。先程、委員がおっしゃったように、子どもを取り巻く関係者はたくさんおります。ですから、こういうものに対して核といいますか、情報を把握するのは保健センターが多いかもしれませんが、行政としては保健センターなり、今日同席しております家庭児童相談室なりこども福祉課、全部関係してくると思います。それとあと医療機関の先生方、全部関係してやっていきます。ただ行政の窓口としては、保健センターと思っただいて結構ですので、どうぞ相談窓口としていただけたらと思っております。以上です。

会長

よろしいですか。ありがとうございました。他に何かございますか。

委員

保育連盟でございます。21ページですが。たとえば27年度のところで、確保方策というところに、幼稚園、保育所、認定こども園という欄、ここに教育希望31、そのずっと下のところに確認を受けない幼稚園、ここで教育希望726人というふう書いてあるんですが、

このところを少しわかりやすく説明していただけたらと思います。

事務局

確保方策の中に幼稚園、保育園、認定こども園の欄と小規模保育の欄と、確認を受けない幼稚園の欄ということで分けてございます。確認を受けない幼稚園につきましては、新制度に移行されずに、今の制度のままで幼稚園として残られる園の受け入れ人数等で集計した数値を記載しております。

2号認定の教育希望の欄につきましては、保育に欠ける状態ではございますが、幼稚園の預かり保育等を利用して、幼稚園のほうに通ってらっしゃるといってお子さまもいらっしゃいますので、そういった方を考慮して、数値のほうを記載しております。以上です。

委員

わかりました。市内の幼稚園で、新制度の給付型の施設に移行される園は、あったんですか。

事務局

お答えします。移行調査では、今、幼稚園 17 園のうち、すでに 1 園が認定こども園になっておりますが、残り 16 園のうち 2 園が、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度における幼稚園のほうに移行するという意向を示されていらっしゃいます。以上です。

会長

わかりました。他にございますか。よろしいでしょうか。なんでも疑問に思ったことは、言っていただければと思います。

委員

一番最後にアンケートが、調査結果概要としてあるんですが、このアンケートは定期的にされているんでしょうか。

事務局

アンケートは、定期的に 2 年ごとにとるか、毎年取るとかというものではございませんけれども、ここ数年につきましては、計画を作ったり、新たな施策のたびにアンケートの調査をしております。

委員

こういうアンケート調査の 1 点を切り取ってもあまり意味がないのかなと思います。施策に反映させるなり、施策の反映の結果を見るということでしたら、何年かにわたって取ってらっしゃるのでしたら、できればそれでどう変わっていったかという前向きな継続したデータが、それこそさっきの施策に反映することができるんじゃないかなと思うんですけれども。

今、県として母子保健、そういう向きで見ていこうということになっているので、できたら市もそういう方向で取り組んだらいかがかないかなと思いました。以上です。

事務局

その点につきましては、まさしくその通りだと思います。基本的に施策をやって、その効果がどういうふうに出てきたのか、それこそまた新しい計画を、どっちみちまた作り替える時に、PDCAという言葉が最近よく使われますけれども、そういう形で行政としても変わっていかねばいけないというふうな認識を持っていますので、今のご意見、また引き続き生かさせていただければというふうに思います。

会長

ありがとうございました。他にございませんか。

事務局

こちらのほうから一つ、ご報告をさせていただきます。

本市の子どもにかかる医療費の助成制度についてです。平成 25 年 3 月議会において、助成制度の改正案を議会に提出をしましたが、承認が頂けませんでした。その後もいろいろ検討し、平成 27 年 3 月議会、今行われている議会において、新たな改正案を平成 27 年度の当初予算の中に盛り込んで、お示しをさせていただいております。その内容について、若干ご説明をさせていただければと思います。

大きく変わるところは 2 点ございます。1 点目が、乳幼児医療費助成制度。これは就学前、6 歳未満児の方を対象とした医療費ですけれども、3 歳未満の方は、今現在も所得制限はありながら、無料になっております。3 歳から 6 歳未満の方につきましては、自己負担、県下で宇部市だけが自己負担が残ってございました。この宇部市だけの自己負担については、このたび無料化する案で提案をさせていただいているところです。

それと合わせまして、同じく所得制限はありながらも、宇部市独自の制度であります小学校に上がったお子さんの医療費の負担軽減でございますが、子ども医療費助成制度として、小学校 1 年生から 3 年生までのお子さんを対象に、従来でしたら医療費の 3 割を負担していただくところを 1 割分、宇部市のほうが負担している制度がございます。これを小学校 1 年から小学校 3 年までのところを、このたび中学校 3 年まで、義務教育終了まで、所得制限はありますけれども、その 3 割負担のところを 2 割に軽減させていただく。1 割分は宇部市が負担するという形で議会に対して今、予算の面で提案をさせていただいているところです。

これに伴いまして、未就学児に対して自己負担を取っている市は、山口県内ではなくなります。

それとあわせて、中学校 3 年まで、所得制限はありながらもですが、中学校 3 年まで通院、入院、そういったものを全て含んで、医療費の負担軽減をしている市は宇部市だけでございます。この会で一度ご意見も賜りましたので、改めてご紹介をさせていただきました。このたびの議会で議決されれば、その制度が平成 27 年度中から始まります。以上です。

会長

すいません。中学校までが所得制限で無料になるってということですか。中学校卒業？

事務局

小学校に入ると、保険の制度で医療費の 3 割分が自己負担となります。それを所得制限はありますが、その所得制限内のご家庭のお子さまであれば、医療費の 3 割のところを 2 割に軽減して、負担軽減を図っていくということ。今までは小学校 3 年生までだったものを、今度は、中学校 3 年生まで対象者を拡大したいと考えております。

会長

他の市はやっていないということですか。

事務局

そうですね。中学校 3 年生までやっているところは、ないです。

会長

町では、27 年度から阿武町が中学校まで無料化になるというふうに県の会議で出ていました。

事務局

負担軽減というのは、子育て支援にとって、とても大切な要素の一つだと思っていますので、そういったところは、たとえば保育料であったり、予防接種であったり、いろいろなところの負担軽減というのは図っていきたいと考えています。

会長

子育てに優しい宇部市であってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

他にございませんか。よろしいでしょうか。それでは他に質問もないようですので、ただいま皆様からご意見をいただきました。それを踏まえて事業計画の策定をしていただくように、よろしくお願いたします。

では事務局で事業計画の策定をお願いしますので、それでは次の議題に進みます。次は2番目の保育料の利用者の負担について、事務局から説明をお願いします。

(2) 保育料の利用者負担について

事務局

では利用者負担について、今日お配りいたしました教育保育の利用者負担について、具体的な考え方を資料をもとにご報告をさせていただきたいと思います。報告させていただく点は5つです。

まず1点目が、現在の施設の種類に応じて利用者負担の徴収の仕方が異なるということです。

幼稚園につきましては、各園がそれぞれ保育料を設定し、園によって保育料が異なります。ただ、同じ園の中であれば、原則、利用児童が皆、同じ額の保育料を園に支払います。その後、宇部市として保護者に対して所得に応じて就園奨励費補助金を交付して、保護者の方の負担の軽減を図っているところです。

保育所は、これまでは市が保育料を設定していますので、どこの保育所を利用しても、原則同じ金額です。ただ同じ保育園を利用している場合であっても、利用児童の年齢や保護者の所得に応じて、利用者負担は金額が異なっております。

認可外保育施設につきましては、幼稚園同様、各園がそれぞれ保育料を設定しているところです。これが今現在、大きく3つ、未就学の子どもたちを受け入れている施設がございますけれども、この施設ごとの利用者負担の徴収の仕方です。

第2点が、このたび、宇部市として利用者負担の保育料について設定をするのですが、新制度に移行する施設の利用者だけが、宇部市が設定する保育料の対象になるということです。

ですから認可保育所は、全て新制度に移行しますので、保育園の利用者は全て対象となります。また幼稚園や認可外保育施設については、新制度に移行するか、現行の形態のままに残るかは施設の判断となりますので、新制度に移行する施設の利用者のみが対象となります。

また新制度に移行しない幼稚園や認可外保育施設については、これまで通り、それぞれの園が保育料を設定していきます。

ポイントの第3点目は、新制度の利用者負担の金額は、子どもの認定区分と保護者の所得に応じて設定がされているということです。2ページ目に国が示す利用者負担のイメージを掲載しております。1号認定子ども、そして2号、3号認定子どもの利用者負担を、国が今、イメージとして示しております。

新制度に移行する施設の利用を希望する場合は、まず市から認定を受ける必要があります。この1号認定、2号認定、3号認定につきましては、ご存じかもしれませんが、一応1ページ目の上に表で掲げております。1号認定子どもは、3歳以上の就学前の子どもで、保育の必要のないお子様。主に利用できる場所としては、幼稚園や認定こども園の幼稚園部分が該当します。

2号認定子どもは、3歳以上で保育の必要性のあるお子様で、利用できる主な施設とし

ては保育所や認定こども園が該当します。

そして3号認定子どもというのは、3歳未満の保育を必要とするお子様で、主な施設としては保育所や認定こども園、そして小規模保育等の地域型保育事業が該当するところです。

このたび設定する利用者負担につきましては、子どもの認定区分に応じた保育料の設定となります。国が示している通り、1号認定子どもと2号、3号認定子どもが分かれているように、宇部市においても認定に応じて保育料を設定することになります。

ですから1号認定であれば、認定こども園を利用しようが、新制度の幼稚園を利用しようが、利用者負担の金額は同じになります。3号認定子どもであれば、保育園を利用しようが、認定こども園を利用しようが、先程から話に出ている小規模保育等の地域型保育事業を利用しようが、原則金額的には同じ金額を負担していただきます。

またその下に示されているイメージを見ていただくとおわかりのように、階層区分がございまして、これは現行の保育園の保育料をイメージしていただくと、よくわかると思いますが、保護者の所得の状況をベースに保育料を設定することになっています。これは1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子ども、いずれの認定であっても、保護者の所得をベースに料金が決まるものでございます。

そして3ページ目を見ていただけますでしょうか。宇部市としては、この保育料を考えるにあたりまして、そこにあります二重の枠囲みの3つの観点によって検討をしているところでございます。

1つ目が現行の料金体系とのバランスを重視する。2つ目が1号認定子どもと2号認定子どもとの負担のバランスを重視する。そして3番目が近隣各市の利用者負担の状況とのバランスを重視するというので、この3つのバランスを勘案しながら、料金表を設定しているところでございます。

宇部市としましては、その他にも山口県と共同して、多子世帯、要は子どもさんをたくさん扶養している世帯の費用負担を考える上で、山口県と一緒に多子世帯のお子様の保育料の軽減を実施する予定にしておりますし、あと保育料の設定自体、国が示している金額よりも、今までも安く設定しておりましたが、今後もさらに、特に低所得者世帯を中心に安く設定するように今、検討しているところでございます。

金額の設定いかんによっては、市財政に対する影響も大きいものですから、今、その調整等も含めて、内部で最後の調整をしているところでございます。利用者負担につきましては、以上、ご報告をさせていただきます。

会長

はい。それでは一応議題のほうは、これで終了いたしますが、何か他に皆さんからご意見とかがありましたらお聞きしますが。

この協議会で、今年度、これで終わりますので、どうしても言っておかなきゃいけないこととか、何かございませんか。聞いてみたいこととか。

委員

アンケートですけれども、先程も委員も言われましたけれども、このアンケートの対象者というのは、無作為に選んでいらっしゃるという理解でよろしかったでしょうか。

事務局

はい。ランダムに選んでおります。

委員

そうなんです。私も小さな子がおりますけれども、一度もアンケートをお見かけしたことがないので、いつ来るのかなと思って楽しみにしていたんですけれども。なかなか該当がなかったので。じゃあ今後も、このようなアンケートを続けていくという方向で良かつ

たでしょうか。

事務局

そうですね。先程ちょっとお話にも出ました、定期的にどういう間隔で取るかというところは、ちょっとまだ決めておりませんが、意見については、今後宇部市が行う施策の効果にもつながってくるものですので、市民の方々の意向、または考え、感想等も含めて、取るような形を考えていきたいと思っております。

それと、今まで当たったことがないということですが、これにつきましては本当に機械的に地域性、そして小学校就学児をお持ちの方、未就学児をお持ちの方ということで、本当にランダムな形での抽出ですので、特に何かを操作してということではありませんので、たまたまだと思います。

委員

医療費も変わるということだったんですけども、所得制限というのを必ずつけられているんですけども、所得制限という括りといいますか。それはやはりだいたい標準所得というのが基準なのでしょうか。

事務局

そうですね。福祉医療費に限って言えば、これは県との共同事業でございまして、山口県が今、所得制限を設けております。山口県の定めている所得制限を、そのまま宇部市も活用しているといいますか、一緒にその所得制限の実施をさせていただいているという状況です。

委員

なるほど。わかりました。すばらしい、いろいろな子育てに優しい制度がいろいろできているようで、本当にありがたいんですけども。なかなか私の、ただ身近な周りですけども、なかなかそういった恩恵を受けたことがないわという方が多いので、どういった基準なのかなというのが、疑問に思いまして、お聞きしてみました。ありがとうございます。

それともう1点、認定こども園の保育料も、やはり保育園と同じような保育料の形態になるのでしょうか。

事務局

そうですね。認定こども園には1号認定子どもから、場合によっては2号、そして3号認定子どもという形で、園児として複数の認定のお子さんが存在するようになります。ですから、この新制度における保育料は、その認定に基づいて設定されますので、同じ園であっても1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子ども、いずれの認定を受けたかによって保育料というのは決まっていきます。

委員

はい、わかりました。ありがとうございます。これから認定こども園というのは増えるような、宇部市さんのほうでは増えるような感じというのは見受けられますでしょうか。

事務局

移行に向けて、こちらのほうとしてもいろいろと情報を提供しながら、最終的にはやはり園としての経営もございまして、園が移行するかしないかというところを判断していただくようになりますけれども。宇部市として今、認定こども園の情報等、移行する時の運営の情報であったり、その後の保育や幼児教育の提供の情報であったりということについては、施設にも保護者にも提供していきながら、その移行について施設にも検討して

いただけたらと思っています。

ただ、最終的にはやはり施設のほうの判断というのはあります。ですからこちらのほうとしては、認定こども園に移行するということの方向性を一つ、国が大きな流れですから、持ってはおりますけれども、何年までに何園とか、そういう施策の目標値のようなのは、今現在は定めておりません。

委員

じゃあ宇部市さんのほうでは、特に推奨するとかというわけではないという感じ。園のほうの判断に任せるという感じではよろしかったですか。

事務局

保育と幼児教育が一体的に提供できるというのが、認定こども園でございます。国としては、認定こども園への移行というのを、ある程度推奨するという動きがあります。また国のほうも、予算措置の関係、それと新制度に移行しなくても、こういうことができますよというようなメニューも新たに提示をされている中で、実は施設側としても、改めて検討しなければいけないということも出てきております。今後、消費税等も関係してきますけれども、国のほうの財政の措置、またはそれに伴う認定こども園のあり方というのがはっきりしてくれば、こちらのほうとしても市のメリット、また利用者のメリット、そして施設方のメリットが十分示せるようなものであれば、どんどん推奨はしていきたいと思っております。

委員

子どもプラザの設備というふうに書いてありますが、どこか候補地があがっていればお知らせいただきたい。それと、つどいの広場の事業について、36 ページですね。それに関して、今、地域で実際に子育て支援で育児サークルとかされているところの関わりがあるのか、ないのかと、要は充実なのか、また新たにということなのか、ということ。「家庭の日」の広報というふうには 35 ページに書いてあるんですが、最近家庭の日というのが、なかなか耳に入ってこないというのが、私の現状なのですけれども。家庭の日の今からの広報、活動について、もし何か市のほうでご提案があれば、ちょっとお聞かせいただければと思います。よろしくをお願いします。

委員

家庭の日について、私のほうから、説明してもよろしいでしょうか。家庭の日ということで、これは私どもふれあい運動推進のほうで、第3日曜日を家庭の日と決めております。この家庭の日と申しますのは、たとえば先程意見も出ていたかと思うのですが、お父様とかお母様とかお勤めの方が休んでいただいて、家族で話し合ったり、家庭内の対話等を持ったり。肩たたきにしてもよろしいし、お料理を作るもよし、親戚に行くのもよし、その歴史を散策するのもよしということで、とにかく1か月に1回は家庭の日を作っていただきたいということで決めておるわけでございます。これは県の県民運動から実施をするようにということで、我々にも通達がきておりまして、そういう感じで行っております。以上でございます。

事務局

それではまずお尋ねの子どもプラザの件ですけれども、子どもプラザについては、36 ページにも書いてございますように、親子が気軽に集って交流を図るなど、様々な機能を持たせて、本市の子育ての拠点となるような施設をイメージしております。

今現在、宇部市としては、この子ども・子育てとは別に、エコまち計画としまして中心市街地の活性化等を図る計画も推進しております。その中で子どもプラザにつきましては、その宇部市の中心市街地のにぎわいを創出する機能を担う施設にもなりうるだろうという

ことも含めて、中心市街地の中に位置づけることを想定して検討しているところでございます。

それと2番目のつどいの広場事業について、今現在宇部市で福祉会館と北部出張所、そして民間のつどいの広場事業として2か所お願いしておりますが、その子育てサークルのことでございます。校区のほうの子育てサークル等もございますけれども、このつどいの広場事業の中には、それは位置づけてはおりません。

委員

10年前の、実際宇部に来た時と変わりました、本当にいろいろなことが出産においても、やはり、産婦人科も宇部市のほうでは助成金を出していただけますし、いろいろなことが変わって、すごく子育てしやすくなったなというふうに、私のほうでは感じております。

実際に子育てサークルというの、県内で宇部市ほど発達しているところは、あまりないというふうな通勤族の方からも、よくお声もいただいております。

このような会も持っていて、そういった意味では本当にありがたく、どんどん子育てしやすい状況になっているのかなとも思いますが、一方で働く母親も大変多く、実際のところ、うちの職場でも今、小1の壁とかというふうに、国のほうでも出ていましたが、やはり学童保育事業などでも、学童保育の終了時間に間に合わないから、タクシーで送迎を頼んだりとかというふうな、大変実際子育てに困っておられる方もたくさんいらっしゃいますし、保育園も待機児童、宇部市ではゼロというふうに出しておりますけれども、町中のほうの保育園はなかなか入れなくて、ずっと待っているという方が実際にたくさんおられます。遠くのほうの保育園を紹介されて、やむをえず遠くのほうの保育園に入れなければいけないという声も多々聞きますので、またそういったのも少しずつ改善されていければいいなというふうに、個人的には思います。

委員

学童保育に関する事でお願いという形で、ちょっとお伝えしておきたいなということがあるので、2点だけ。

1点は、今回の資料26ページにも出てはいますが、地域の学童保育事業で、ニーズ量確保方策という形で数字が全く一致しているって、さっきもお話が出たんですけど。実際に今年度募集をかけてみて、4年生以上の受入れについて、施設の準備が難しいようです。高学年も一緒に預かることを、本当はしてあげたいし、してほしいという声もあるんですけど、実際それがかなわない。いろいろ現場の声を聞いてみると、やっぱり学校の施設を使えない、提供していただけないという声が多いということだったので。以前お話した時にも、教育委員会のほうは、ぜひ協力させてくださいという形でおっしゃってくださいましたけれど、現実には現場の学校としては、やっぱりそれが難しいという声があるみたいなので、なんとか行政のほうで間を取り持っていていただきたい。

先程の障害児の件なんですけど、保健師さんたちは、ある程度、乳児健診等々で、健診などで把握してらっしゃるそうなので、発達障害児に関する情報共有と連携という部分を、今、幼・保・小は、政策が取られているんですけども、ぜひここに学童保育も入れていただきたい。学童のほうにも情報があげていただくと、同じお子さんをみるということで、対策が事前にとれるんじゃないかと思えます。

そういうお子さんがもしいらっしゃれば、その子について、ケース会議を開いて、その子に必要な支援というのを、先に考えておくということが出来ますので、そのへんをちょっと考えていただければなという2点だけ、学童としてお願いできたらなと思えます。

事務局

すいません。今のご意見にちょっと補足をさせていただけたらと思えます。1年から3年までが対象のこれまでの学童保育が、27年度から小学校4年生以上も対象になります。

4年生以上についても原則受ける方向で取り組むということで、施設的になかなか受け

入れにくい校区については、今、学童保育の実施団体から情報をいただきながらそれぞれ施設整備を進めているところです。

なにぶん宇部市としては、すべてを新しい施設を整備して補うことがなかなか難しい状況で、学校の施設内等を第一義的に、既存の施設の中で何か活用できるところはないかということも含めて、今後施設整備に取り組みながら、早期に利用できる方が利用できるような状況というのを作っていきたいと思います。

ただあと、施設だけでできても、そこに実際従事していただく指導員さんの確保ということも、実施主体としては、かなりハードルが高い部分もあるかと思っていますので、そういう確保にも、市としてご紹介できるような制度があれば、ご紹介させていただきながら、施設と人員の両面でフォローしていきたいと思いますし、利用希望の方が皆利用できるような体制をとっていくように取り組んでいるところです。

事務局

教育委員会です。学童につきましては、まず施設でございますね。前回もお話をさせていただきましたけれども、学校の教室を可能な限り学童でも使っていただけるように。先日も受け入れが6年生までというこれからの動きを見据えて、個別に学校を回って話を進めているところもございます。これからも継続して、学校に働きかけていきたいと思っております。

それから学童と学校の連携でございますけれども、立場は違いますけれども、学校と学童と同じ子どもたちを預かるものでございます。やはりその子が健やかに成長するためには、情報の共有というのは大事だと思っております。

障害という言葉が先程から出ておりますけれども、言い方を変えれば、障害というのは理解と支援が必要な個性であるというふうなとらえ方もできるかと思っております。その子、その子の個性を、できるだけその子を支える大人が共有するということが必要なことだと思いますので、この情報共有につきましても、教育委員会として各学校に指導してまいりたいと考えております。

委員

宇部市の民協から来ています。ちょっと追加の分で、案の52ページの4-2ですかね。家庭や地域の教育力の向上。追加でこれ出ていますよね。生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業ですね。この会議では幼稚園、小学生が主なようですが、私、今、民生委員として中学生に、登校拒否の子にちょっと関わっているのですが。ちょっと子どもの例を言いますと、中1なんですけど、結局、小学校の時から学力が低下しているんですよ。今、中1で、今度中2になるんですけど、何日も学校に行っていないんですよ。いざ行ってみれば、やっぱり学力がついていかないんですよ。教室に入るけれど、理科とか社会はいいんですけど、数学になっちゃうと。もうちょっと聞いてみると、5年生のあたりからできないんですよ。そういう子どもに対して、生活困窮家庭というのではなくて、そういう子どもへの支援も、ちょっとできないかなと思うんですよ。

だから登校拒否していると、学力が全然ダメなんですよ。やっぱり中学生ですから、行くと教室に入ってもわからないから、他の教室で先生が、その子だけみるというわけにいかないと思うんですよ。そういうところの支援がどこかできないかなと。

今、校区の中でも、そういうのをやっていただくようには推進しています。中学生にも少し、そういった目を向けてほしいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

事務局

不登校の児童生徒について、ご意見、ありがとうございます。現行の制度で言いますと、ふれあい教室という施設があるのはご存じいただけますでしょうか。なんらかの理由で不登校になっている子ども達が、少しでも集団生活をし、また学習をし、体験活動をしとい

うところを目的といたしまして、旧図書館におきまして、ふれあい教室というものを開設しております。

今年度20名を超える、今年度については、全て中学生だったんですけれども、1年生から3年生までが通ってくれました。私もたびたびそこに行っておりますけれども、仲良く元気よく、休み時間には外で活動し、また勉強時間は集中して学習に取り組むというふうなことで、一生懸命取り組んでいる彼ら、彼女たちでございました。

ですが、そのふれあい教室にも、なかなか通うことが難しいという子どもさんがおられることも事実です。従いまして、各学校において別室において学習の支援をする。これはそれぞれの学校の教員が可能な範囲でやっているところもございますし、またその別室での支援を手伝うという意味で、学校安心支援室におります心と学びの支援員という者がおりますので、これが学校を回りながら別室の支援をしておることが現状でございます。

ですが、なにぶん不登校の子どもが多いということも事実でございます。全ての子ども達に十分な支援ができてはいないということも現実でございます。できるだけ多くの子どもたちの支援ができるように、来年度方法についても、また検討していきたいと思っております。どうもご意見、ありがとうございました。

委員

私の個人的な意見かもしれないのですが、特に妊婦さんが産婦人科の健診に行って、先生には緊張してできない質問とか相談とかもあります。

終わった後に待合室に、そういう、ちょっと相談窓口があったりとかすると、すごく心強いと思えますし、保健センターってなると、やっぱり改めて足を運んだりする勇氣もかなりいると思うので、そういうことがこれから、月何回でもいいので、産婦人科のほうで、進めていただけたら、とても皆さん心強いのではないかと思います。以上です。

委員

宇部市PTA連合会です。私たちは今、コミュニティスクールを推進していくために、様々な活動をし、地域の方にたくさん協力をいただいているんですけれども、子どもたちの参加がなかなかなくて、運営していくのが、とても難しい状態です。社会の一員として、社会の中に存在意識が持てる子どもを育てるためにも、子どもの体験活動というのは、積極的に子ども達には参加してほしいなと思っています。

学校でプリントを持って帰ってくるんですけれども、プリントを配布していただくだけではなくて、言葉でぜひ、もっとアピールをしていただけて、積極的にいろんなことに参加できる子どもを育てて欲しいなと思っています。

それと、発達障害とか障害の話がさっきから出てるんですが、発達障害の子とかを排除するのではなく、皆が理解して、社会の中でそういう子ども達を理解してあげられる社会を作ってほしいなとぜひ思っています。以上です。

委員

今日、午前中に国の子ども・子育て会議がありました。ちょうど今回、たまたま同じ日になったんですけれど。その中である委員が、この新制度について、規模的な拡大をモニターする仕組みはあるけれども、質の改善をモニターする仕組みはないという発言をされました。おっしゃる通りだと思います。今回はとにかく新しい制度なので、できるだけスムーズな移行を図りたいということと、そのために量的な確保を図るというのが、どうしてもこの審議会の中心議題にならざるをえなかった。それはしょうがないんですが、これからはできるだけそこに質の評価を、質的な評価を入れていかなければいけないと思っております。そのことでまた、いろいろと力を合わせたり、協力できることがあればと思っております。

会長

長時間にわたり、皆様、ありがとうございました。皆様の貴重なご意見を、行政のほうでまたいろいろと考えていただければと思います。

これでこの協議会は終了しますが、また新たに来年度、協議会が立ち上がると思います。また同じく委員さんになれる方もいらっしゃるし、変わられる方もいらっしゃると思いますけれども。これに終わらず、皆さん、それぞれの立場でご活躍をしていただければと思っております。本当にありがとうございました。